

持続可能な農業、再生産可能な農業の確立に関する意見書

交渉経過の説明や合意内容に関する情報が現在に至るまで明確に示されていない環太平洋パートナーシップ協定（ＴＰＰ協定）など、国内農林水産業、関連産業及び地域経済への影響について不安を抱かざるを得ない状況が続いている。

さらに、平成２７年農業就業者の平均年齢が６７．６歳（平成２２年は、平均年齢６５．８歳）、平成２８年に農業就業人口が初めて２００万人（１９９．２万人）を下回るなど労働力確保の問題のほか、平成３０年産からの米政策の見直し（生産数量目標の配分の廃止）における国の方針が不透明な中で、将来像を描けない農業生産者が多く存在するなど、農業生産基盤そのものが大きく揺らいでいる。

このような生産現場や地域が抱えている問題や不安を払拭し、持続可能な農業、再生産可能な農業を確立するため、以下の取組を強く要望する。

記

- １ ＴＰＰ協定については、平成２５年４月の衆参農林水産委員会の決議を遵守し、早期に全面的な情報公開を行うとともに、国内農林水産業、関連産業及び地域経済など、幅広い観点からその影響を精査し、国民的議論を深めること。
- ２ 平成２７年度補正予算にみられるＴＰＰ協定対策予算としてではなく、真に農業生産現場が安心して、持続可能な農業、再生産可能な農業ができるよう経営安定対策の法制化や産地パワーアップ事業の継続、畜産クラスター事業の拡充など取組を強化すること。
- ３ 平成３０年産より始まる新たな生産調整の取組について、具体的内容を遅くとも平成２９年初頭には明確にする一方、農業生産者・関係機関とともに協議・通知する体制を早急に整備し、産地ごとのきめ細かい情報提供を行い、米価下落とならないよう対策を講ずること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２８年（２０１６）９月２７日